## 広島県告示第四百八十八号

とおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号)第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次の

令和四年六月二十日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一区域

三次市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

今:田町F乀目二丘目 一下前一つ寺三つみ~下後二寺三つみ	令和四年八月二四日 午前一〇時三〇分	令和四年八月二三日 午前一〇時三〇分	令和四年八月二二日 午前一一時~午後二時三〇分	実施期日 器物受	
	午前一〇時三〇分~午後二時三〇分	午前一〇時三〇分~午後二時三〇分	後二時三〇分	受 付 時 間	
	三次市役所	三次市役所	庄原農業協同組合甲奴支店	実 施 場 所	

兀 所在場所における定期検査(ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。) の期日及び場

所

令和五年三月三一日	実 施 期 日
当該計量器の所在場所	実 施 場 所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会